四條畷市障がい者緊急時人員体制事業 概要

1、事業内容

障がい者を介護する家族等が、事故、疾病又は葬儀の理由により、障がい者を介護することが困難な 場合に人員を配置し支援を提供する事業。

2、実施場所及び体制

- ・市と事業所による委託契約により事業を実施。
- ・実施場所は、指定障がい福祉サービス事業所(短期入所、生活介護等)、その他市長が必要と認める場所。
- ・人員配置として相談支援専門員、サービス管理責任者、生活支援員等を配置。

3、対象者

本市内に在住する18歳以上の在宅障がい者で下記に該当する者。

- ・身体障害者手帳を有する者
- ・療育手帳を有する者
- ・精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ・難病の診断を受けた者
- ・障がい福祉サービス受給者証を有する者

4、利用条件

- ・障がい者を介護するのが困難になった理由が発生した日から7日以内 (ショートステイの日数換算に準ずる)
- ・1年度につき、2回まで利用可能。

5、委託料

- ・重度訪問介護サービス費に準ずる
- ・利用者は非課税世帯であれば、市が全額を事業所へ支払う。
- ・利用者が課税世帯であれば、1カ月上限4000円として利用者が1割分、市が9割分を事業所に 支払う。

四條畷市障がい者緊急時人員体制事業の流れについて

